



## 注意事項！

- ☆ 制限外許可申請書は同じもの（添付書類含む）を2部作成のうえ、出発地を管轄する警察署へ申請してください。
- ☆ 制限を超える数値については積載状態での実測値となりますので、積載方法等によっては積載物や車検証どおりの数値とならない場合があります。
- ☆ 申請に必要な書類は、①申請書 のほか、②通行経路を明らかにする図面 ③積載物の諸元表 ④車検証 などです。  
（積載状態が判然としない場合は、積載状態の数値を記載した図面等を求める場合があります）
- ☆ 運転者が複数の場合は、運転者一覧表を申請書に添付して下さい。（ダウンロード可）
- ☆ 制限外積載の許可申請を行うには、\*分割できない貨物であること。\*他の手段・方法では運搬が不可能であること。\*運転に支障を及ぼさず、他に迷惑を及ぼさない積載方法であること。\*転落防止措置や危険防止措置が十分であること。を全て満たす必要があります。

## 制限外積載の許可制限

○制限外積載の許可範囲（二輪等は除く）

〔根拠法令 道路交通法実施規程〕

	政令で定める基準	許可の最大制限（MAX）
積載物の長さ	車長の長さ+その10分の2	車長の長さ+その10分の5まで (ただしトラックで16m、セミトレーラーで17m、フルトレーラーで19m、ダブルス連結車で21mまで)
積載物の高さ	地面から3.8m(軽四は2.5m)	地面から4.3mまで(軽四は3.0m)
積載物の幅	車幅+その10分の2	車体の幅+1m(ただし3.5mまで) (また、左右のはみ出し幅は0.5mまで)
積載方法	車体の前後それぞれから車長の10分の1 車体の左右それぞれから車幅の10分の1	車体の前後それぞれから車長の長さの10分の3まで

**\*重量に関しては、車検証の範囲内を超過する許可は対象となりません。**

なお、車両の大きさについては、道路法及び車両制限令で一般的限界がそれぞれ、

長さ…12.0メートル(ただしセミトレ16.5m、フルトレ18.0m)まで

幅 …2.5メートルまで

高さ…3.8メートル(4.1メートル指定道路は除く)まで

と定められ、車両そのものの大きさ又は貨物を積載した状態において、この数値をいずれかでも超過する場合は道路管理者の『特殊車両通行許可(認定)』が必要になります。

ですので、状況によっては

制限外積載許可証(警察) + 特殊車両通行許可(認定)(道路管理者)

の双方の許可証が必要になりますので、ご注意ください。

また、原則、許可の最大制限を超えて貨物を積載することはできませんが、やむを得ない特段の事情があり、他の手段・方法が無い場合に限っては、制限外積載許可を認める場合があります。

詳しくは最寄りの警察署交通課へお問い合わせください。

## 制限外積載(長さや方法、幅、高さ)に関する考え方

制限外積載について疑問や問い合わせが多いのは、

「制限をこえる大きさ又は重量」…主に積載物の長さや高さ

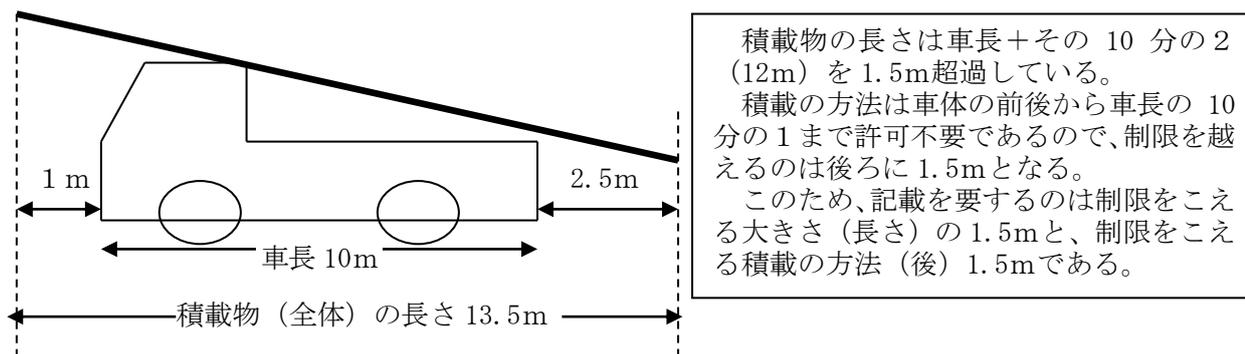
「制限をこえる積載の方法」…主に前後左右への積載物のはみ出し

の違いです。

法的に考え方が異なる数値ですので、端的に言えば申請書に記入するこの二つの数値が、必ずしもイコールになるとは限りません。

以下に簡単な例を示していますので、参考にしながら申請書を記入して下さい。

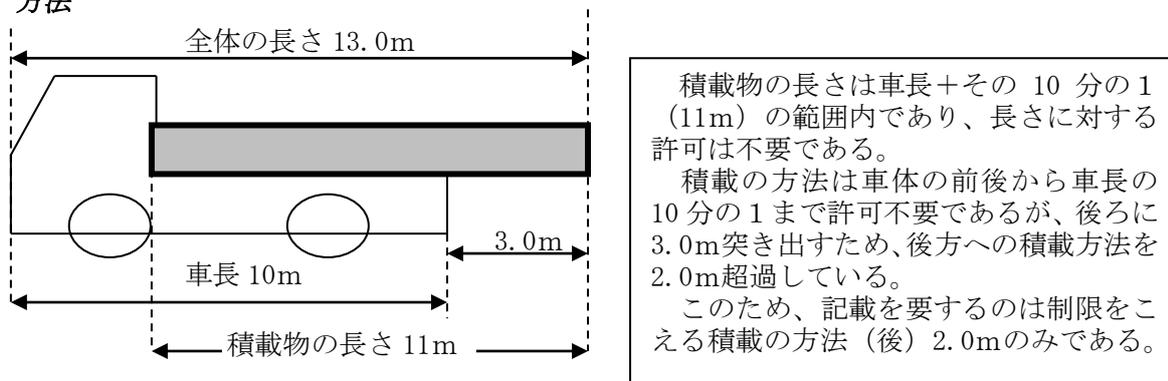
① 長さ及び方法



注) 全体の長さが 12m を超えるので、道路管理者の特殊車両通行許可が必要

制限をこえる大きさ 又は重量	長さ	幅	高さ	重量
	1.5m	/ m	/ m	/ kg
制限をこえる積載の 方法	前	後	左	右
	/ m	1.5m	/ m	/ m

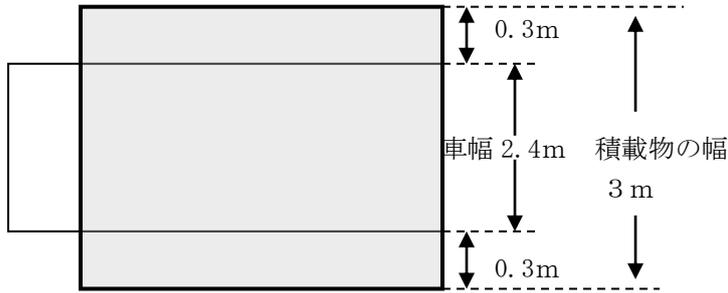
② 方法



注) 全体の長さが 12m を超えるので、道路管理者の特殊車両通行許可が必要

制限をこえる大きさ 又は重量	長さ	幅	高さ	重量
	/ m	/ m	/ m	/ kg
制限をこえる積載の 方法	前	後	左	右
	/ m	2.0m	/ m	/ m

③ 幅

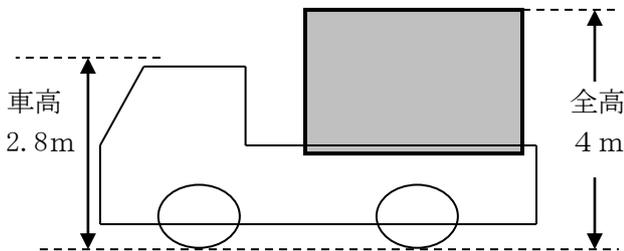


積載物の幅は、車幅+その 10 分の 2 (2.88m) を 0.12m 超過している。  
 積載の方法は車体の左右から車幅+その 10 分の 1 (0.24m) を左右それぞれ、0.06m はみ出している。  
 このため記載を要するのは、制限を超える大きさ(幅)の 0.12m と、積載の方法、左 0.06m、右 0.06m である。

注) 全体の幅が 2.5m を超えるので、道路管理者の特殊車両通行許可が必要

制限をこえる大きさ 又は重量	長さ	幅	高さ	重量
	/ m	0.12m	/ m	/ k g
制限をこえる積載の 方法	前	後	左	右
	/ m	/ m	0.06m	0.06m

④ 高さ (普通車以上の場合)



積載物の高さは 3.8m からその自動車の積載する場所の高さを減じた高さまで認められていることから、制限を越える 0.2m について記載が必要となる。

注) 全体の高さが 3.8m を超えるので、道路管理者の特殊車両通行許可が必要

制限をこえる大きさ 又は重量	長さ	幅	高さ	重量
	/ m	/ m	0.2m	/ k g
制限をこえる積載の 方法	前	後	左	右
	/ m	/ m	/ m	/ m